

The 24th
WILL

OCTOBER 8th, 2022

テーマ

これ以上、被害者が苦しまないために

～少年法と刑法改正で、加害者への矯正教育と保護観察に望むこと～

もうひとつの子供の日

第24回 WILL のお知らせ

2022年10月8日(土) 午後1時から

大阪市立西区民センターで開催

詳しくは

少年犯罪被害 WILL

を

検索



私たち「少年犯罪被害当事者の会」は、少年によって最愛の子供を殺された家族の会です。1997年に結成してから一切の政治や宗教等にとらわれることなく、遺族を中心に、少年法の問題など理不尽な体験を話すとともに、毎年シンポジウムを行い、皆様と課題や問題点を議論してまいりました。

これまでに犯罪被害者等基本法が施行され、地方自治体に被害者支援の条例や窓口が設けられるなど、支援体制が整えられつつあります。

しかし、私たちの苦しみは続いているのです。多くの加害者は少年院や刑務所から出所しても謝罪せず、損害賠償金も支払っていません。加害者が罪に向き合おうとしない現状は、私たちにとっては、少年に殺された子供たちが存在していたことすら消えてしまう気持ちがあるほど、つらいものです。

今年の4月に、成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が施行され、併せて、改正少年法も施行されました。少年法の適用年齢が引き下げられなかったことは非常に残念ですが、18、19歳は特定少年とされ、逆送となる罪の範囲は広がりました。

さらに、今年の6月には、矯正施設入所の初期段階から被害者の心情を加害者に伝える制度の創設や、保護観察の遵守事項に被害弁償等の状況を申告させるなどを加えた刑法等の一部改正が国会で成立し、2023年以降の施行に向けた検討がなされています。

これらの動きを受け、今回は、加害者の矯正処遇の初期段階から保護観察段階に至るまで、被害者の声をどう生かすべきか、皆様と一緒に議論したいと考えています。

○ 出演者 法務省矯正局・保護局の担当者、遺族

- ★ 主催 少年犯罪被害当事者の会
- ★ 後援 大阪府 大阪市
- ★ 日時 2022年10月8日(土) 午後1時から
- ★ 会場 大阪市立西区民センター (大阪市西区北堀江 4-2-7)
大阪メトロ千日前線・長堀鶴見緑地線「西長堀」駅3号・7号出口から徒歩3分
- ★ 資料代 500円
- ★ 定員 200人(先着順) ※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、人数制限する場合があります。
- ★ 連絡先 少年犯罪被害当事者の会事務局 代表 武 るり子 TEL 06-6478-1488

社会で騒がれた事件だけが重大事件として扱われ、私たちのような少年事件のほとんどが、命を命として扱ってもらえず、その上、どこからもフォローされなかったのが現状でした。

一方で、加害少年は、人権が尊重され、立ち直る可能性と将来があることを強調され、守られ続けています。それなのに、殺された子供たちは、「死んだ者は仕方がない」と軽く扱われ、殺された子供たちの権利や、それまで生きてきた事実までも、無視されるような扱いを受けてきました。

子供たちは、決して死にたくなかったのです。

そんな子供たちを思い出してほしい、忘れないでほしいと思い、WILLを続けてきました。

決して一家族だけで、悩まないで下さい。



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

WILL…意志・決意・願い・気持ち・遺言などの意味があります
大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業